

農林水産関係工事等監督要領

(目的)

第1条 この要領は、農林水産関係の工事等を施工する場合、その適正な履行の確保を図るため、法令、規則その他別に定めのあるもののほか、監督員の任務及び監督の方法等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「監督」とは、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、工事等の内容を把握し、契約の適正な履行を確保するため、工事等の過程において契約図書に定められた事項について、指示、承諾、又は協議等の職務及び履行状況の監督を行うことをいう。

2 この要領において「監督員」とは、所属長（本庁施行工事等においては、農業水産局長又は農林基盤局長。以下、同じ。）から任命された専任監督員、主任監督員、総括監督員をいう。

(監督の体制)

第3条 監督の体制は、下表によるものとし、工事等1契約に対してそれぞれ1名を任命するものとするが、専任監督員は複数任命できるものとする。ただし、これによりがたい場合は、所属長が必要と認める監督の体制とする。なお、下表の金額は当初設計金額とする。

(農地関係)

金額	5,000万円以上	5,000万円未満
監督 の 体制	専任監督員	専任監督員
	主任監督員	主任監督員
	総括監督員	

(林務関係)

金額	2,000万円以上	2,000万円未満
監督 の 体制	専任監督員	専任監督員
	主任監督員	主任監督員
	総括監督員	

(農業水産関係)

金額	1,000万円以上	1,000万円未満
監督 の 体制	専任監督員	専任監督員
	主任監督員	主任監督員
	総括監督員	

(監督員の任命基準)

第4条 監督員の任命基準は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、これによりがたい場合は、所属長が適任者と認める職員を任命するものとする。

- (1) 専任監督員 主事・技師級、主任級、主査級又は課長補佐級の職員
- (2) 主任監督員 課長補佐級又は課長級の職員

(3) 総括監督員 課長級の職員

(監督員の任命)

第5条 監督員の任命時期は、次のとおりとする。

(1) 本庁契約工事等にあつては、契約締結通知のあつたとき。ただし、本庁契約工事等のうち本庁施行工事等にあつては、契約締結のとき。

(2) 特別承認工事等及び所長委任工事等にあつては、契約締結のとき。

2 前項の規定により監督員を任命したときは監督員に通知するとともに、監督員通知書(様式1号)により、契約者に通知する。

なお、監督員を変更した場合は監督員に通知するとともに、監督員変更通知書(様式2号)により、契約者に通知する。

(監督の実施)

第6条 監督員は、別記の「監督業務の内容(工事編)」、「監督業務の内容(委託業務編)」及び「施工プロセス」のチェックリストに基づき、監督を実施する。

(監督員業務の分担)

第7条 請負工事の監督業務分担は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 専任監督員

ア 契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議

イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

エ 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整

オ 上記アからエに関する事項(軽易と判断される事項を除く。)及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告

カ 完了検査等に必要ない工事関係書類の整備

キ その他、別記「監督業務の内容(工事編)」に示す業務

(2) 主任監督員

ア 重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の総括監督員への報告

イ 専任監督員の指導監督

ウ 総括監督員を置かない工事における次号に定める監督業務

(3) 総括監督員

ア 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の所属長への報告

イ 主任監督員及び専任監督員の指導監督並びに監督業務のとりまとめ

第8条 委託業務の監督業務分担は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 専任監督員

ア 業務の進捗状況の確認、契約図書の記載内容との照合及び契約の履行状況の確認

- イ 契約内容の変更（軽易と判断される事項を除く。）、業務の中止又は履行期間を変更する必要があると認められる事項の主任監督員への報告
 - ウ 完了検査等に必要な書類の整備
 - エ その他、別記「監督業務の内容（委託編）」に示す業務
- (2) 主任監督員
- ア 重要と認められる契約内容の変更、業務の中止又は履行期間を変更する必要があると認められる事項の総括監督員への報告
 - イ 専任監督員の指導監督
 - ウ 総括監督員を置かない業務における次号に定める監督業務
- (3) 総括監督員
- ア 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、業務の中止又は履行期間を変更する必要があると認められる事項の所属長への報告
 - イ 主任監督員及び専任監督員の指導監督並びに監督業務のとりまとめ

附 則

- この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年7月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記「監督業務の内容（工事編）」

項 目	監 督 業 務 の 内 容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保 (1)契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	契約書 第10条 農仕 第1編1-1-7 林仕 第108条
(2)工程表及び現場代理人・主任技術者等通知等の把握	請負者から監督員を通じて所属長へ提出される書類の内容を把握する。	契約書 第3、11条 農仕 第1編1-1-4、1-1-9 林仕 第105条第147条
(3)施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	農仕 第1編1-1-5 林仕 第106条
(4)契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議（詳細図等の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契約書 第10条 農仕 第1編1-1-7 林仕 第108条
(5)条件変更確認請求通知書の受理並びにその内容の調査、確認、検討及び報告並びに条件変更確認通知書の通知	①契約書第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見した場合、又は条件変更確認請求通知書により請負者から事実の確認を請求された場合は、直ちに調査し、その内容を確認、検討のうえ、所属長に報告する。必要に応じて、設計図書の訂正又は変更資料を作成する。	契約書 第19条 農仕第1編1-1-3第2項 林仕 第103条第2項
	②前項の調査結果を条件変更確認通知書により、請負者に通知する。なお、設計図書を変更する必要がある場合は、愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領により所定の手続きを行う。	契約書 第19条 農仕第1編1-1-17第2項 林仕 第103条3項
(6)変更設計図面及び数量等の作成	設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに、設計図書の変更資料を作成する。	契約書 第19条 農仕第1編1-1-3、1-1-17 林仕 第116条
(7)関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、請負者に対し必要事項を指示する。	契約書 第2条 農仕第1編1-1-14 林仕 第113条
(8)工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進について指示する。	契約書 第12条 農仕第1編1-1-31 林仕 第128条
(9)工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果が請負者に通知されたことを確認する。	農仕第1編1-1-18 林仕 第117条
(10)所属長への報告 1)変更契約の報告	設計図書の変更に伴い、変更契約を行う必要がある場合は、所属長へ報告する。	
2)工期の延長及び工事の中止の検討及び報告	①工期変更の事前協議において、工期変更協議の対象とした事項にかかる延長期間を検討し、所属長へ報告する。	契約書 第22条 農仕第1編1-1-18 林仕 第117条
	②工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められる場合は、中止期間を検討し、所属長へ報告する。	契約書 第21条 農仕第1編1-1-16 林仕 第115条
3)一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物の引渡し前に、工事目的物等に損害が生じた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告する。	契約書 第28条

4)不可抗力による工事的物等の損害の調査及び報告	①天災等の不可抗力により工事的物等に生じた損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告する。	契約書 第30条 農仕 第1編1-1-48 林仕 第143条
	②損害額の負担請求内容を確認し、所属長へ報告する。	
5)第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告する。	契約書 第29条
6)部分使用の報告	部分使用する場合は、出来形調書を作成し、所属長へ報告する。	契約書 第35条 農仕 第1編1-1-30 林仕 第126条
7)中間前払金請求時の確認及び報告	中間前払金の請求があった場合は、工事の進捗状況等の請求要件を具備しているかどうかを確認し、中間前金払認定(否認定)調書を作成し、所属長へ報告する。	契約書 第36条 農仕 第1編1-1-27 林仕 第124条7項
8)部分払請求時の出来形調書の作成	部分払の請求があった場合は、出来形調書を作成し、所属長に報告する。	契約書 第38条 農仕 第1編1-1-27 林仕 第124条2項
9)工事関係者に対する措置請求に関する報告	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、所属長へ報告する。	契約書 第13条 農仕 第1編1-1-32 林仕 第129条
10)契約解除に関する報告	①契約書第43条第1項、第43条の2第1項、第43条の3第1項及び第44条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、所属長へ報告する。	契約書 第43～44条
	②契約が解除された場合は、出来形調書を作成し、所属長へ報告する。	契約書 第46条
2. 施工状況の確認等 (1)事前調査等	以下の事前調査業務を必要に応じて行う。	農仕第1編1-1-45 林仕 第141条
	①工事基準点の指示	
	②既設構造物の把握	
	③事業損失防止家屋調査の立会い	農仕 第1編1-1-43 林仕 第139条
	④請負者が行う官公庁等への届出等の把握	農仕 第1編1-1-43 林仕 第139条
	⑤工事区域用地の把握	契約書 第17条 農仕 第1編1-1-10 林仕 第109条
	⑥その他必要な事項	
(2)指定材料の確認等	①設計図書において、監督員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料を確認する。	契約書 第14～15条 農仕 第1編第2章第1節 林仕 第202条
	②設計図書において、監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料について、立会い又は検査を行う。	
(3)工事施工の立会い	設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事において、立会いを行う。	契約書 第15条 農仕 第1編1-1-24 林仕 第121条
(4)工事施工段階の確認(段階確認)	設計図書に示された施工段階において、臨場等により、出来形、品質、規格、数量等を確認する。	農仕 第1編1-1-24 林仕 第121条
(5)工事施工状況の把握	主要な工種について、適宜臨場等により施工状況を把握する。	農仕 第1編1-1-24 林仕 第121条

(6)建設副産物の適正処理状況等の把握	①産業廃棄物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。 ②建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書〔実施書〕及び再生資源利用促進計画書〔実施書〕により、リサイクルの実施状況を把握する。	農仕 第1編 1-1-22 林仕 第120条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱
(7)改造請求及び破壊による確認	①工事の施工部分が設計図書に適合しない事実を発見し、必要があると認められる場合は、改善の指示又は改造請求を行う。なお、改造請求が重大である場合又は改造に要する期間が長期となる場合は、所属長へ報告する。 ②契約書第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があり、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を最小限度破壊して確認する。	契約書 第18条
(8)支給材料の確認、引渡し	①設計図書に定められた支給材料について、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 ②前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書に適合しないと認められる場合、又は使用に適當でないと認められる場合は、所属長に報告する。	契約書 第16条 農仕 第1編 1-1-19 林仕 第118条
3. 円滑な施工の確保		
(1)地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2)関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
4. その他		
(1)「登録のための確認のお願い」の確認	CORINSに基づき受注・変更・完成時に請負者が作成した「登録のための確認のお願い」を確認する。	農仕 第1編 1-1-6 林仕 第107条
(2)施工体制の把握	工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検等を行い、施工体制を把握する。 また、元請人が下請工事の施工に実質的に関与しているか確認する。	農仕 第1編 1-1-12 農仕 第1編 1-1-13 林仕 第112条 入契適正化法 第14条 入契適正化指針 第24.(3)
(3)現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	農仕第1編 1-1-20 林仕 第119条
(4)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契約書 第27条 農仕第1編 1-1-51 林仕 第146条
(5)事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所属長へ報告すると共に、本庁関係課に報告する。	農仕第1編 1-1-38 林仕 第133条
(6)工事成績の評定	農林水産関係工事等成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	農林水産関係工事等成績評定要領
(7)検査日の通知	工事検査に先立って、所属長の指定する検査日が請負者に通知されたことを確認する。	農仕第1編 1-1-26～28 林仕 第123条3項

(8)完了検査等の立会及び 工事関係書類の整備	専任監督員は、完了検査、中間検査等に立会うとともに、 検査に必要な以下の工事関係書類を整備する。 ・契約関係書類、設計図書 ・「施工プロセス」のチェックリスト ・施工計画書、承諾図 ・工事記録 ・使用材料関係資料 ・材料確認書 ・段階確認報告書 ・出来形成果表、出来形図 ・品質管理資料 ・工事写真 ・施工体制台帳、施工体系図 ・工事打合簿(提出・承諾・協議等)綴り ・支給品の受領書及び精算書 ・その他検査上必要な書類	農仕第1編 1-1-26～28 林仕 第123～125条
(9) その他	契約書第10条に定める監督員の権限を有しない監督に係る業務を委託した場合は、受注者からの報告を受けて監督を行う。	

備考

契約書：愛知県公共工事請負契約約款（土木工用）

農 仕：工事標準仕様書（農地関係）

林 仕：工事標準仕様書（林務関係）

入契適正化法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

入契適正化指針：公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

別記「監督業務の内容（委託業務編）」

項目	監督業務の内容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保 (1)契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	契約書 第9 条 農委 I 標仕 105 条 農委 II 標仕 6 条 農委 III 標仕 6 条 農委 IV 標仕 105 条 林委 1107 条
(2)工程表、管理技術者等及び 照査技術者の把握	受託者から監督員を通じて所属長へ提出される書類の内容を把握する。	契約書 第3,10 条,11 条 農委 I 標仕 106 条 農委 II 標仕 7 条 農委 III 標仕 7 条 農委 IV 標仕 106 条,107 条, 108 条 林委 1109,1110 条
(3)業務計画書の受理	受託者から提出された業務計画書により、業務計画の概要を把握する。	農委 I 109 条 農委 II 10 条 農委 III 10 条 農委 IV 111 条 林委 1114 条
(4)業務管理	主要業務の区切りで、検測または確認を行う。	農委 I 110 条 農委 II 11 条 農委 III 11 条 農委 IV 110 条 林委 1113 条
(5)条件変更確認請求通知書の 受理並びにその内容の調査、 確認、検討及び報告並びに条 件変更確認通知書の通知	①契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見した場合、又は受託者から事実の確認を条件変更確認請求通知書により発注者に請求された場合は、直ちに調査し、その内容を確認、検討のうえ、所属長に報告する。必要に応じて、設計図書の訂正又は変更資料を作成する。	契約書 第18 条 農委 I 121 条 農委 II 22 条 農委 III 24 条 農委 IV 121 条 林委 1123 条
	②前項の調査結果を条件変更確認通知書により、受託者に通知する。なお、設計図書の変更を行う必要がある場合は、愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領により所定の手続きを行う。	
(6)変更設計図面及び数量等の 作成	設計図面及び数量について、受託者からの確認資料等をもとに、設計図書の変更資料を作成する。	前項(5)と同じ
(7)関係官公庁への手続き、地 元関係者との交渉等	関係官公庁への手続き、地元関係者との交渉が必要な場合は、所定の手続きを行う。受託者の協力が必要な場合は、指示する。	農委 I 113,114 条 農委 II 14,15 条 農委 III 14,15 条 農委 IV 114,115 条 林委 1116,1117 条
(8)進捗状況把握及び促進指示	受託者からの履行報告を受け進捗状況を把握し、必要に応じて委託業務促進について指示する。	契約書 第15 条 農委 I 134 条 農委 II 35 条 農委 III 37 条 農委 IV 134 条 林委 1136 条
(9)履行期間変更の事前協議及 びその結果の通知	契約書第 17 条、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 35 条第 2 項の規定に基づく履行期間変更について、事前協議及びその結果が受託者に通知されたことを確認する。	農委 I 123 条 農委 II 24 条 農委 III 26 条 農委 IV 123 条 林委 1125 条

(10)所属長への報告 1)変更契約の報告	設計図書の変更に伴い、変更契約を行う必要がある場合は、所属長へ報告する。	
2)履行期間の延長及び委託業務の中止の検討及び報告	①履行期間変更の事前協議において、履行期間変更協議の対象とした事項にかかる延長期間を検討し、所属長へ報告する。	契約書 第24条 農委I 123条 農委II 24条 農委III 26条 農委IV 123条 林委 1125条
	②委託業務の全部若しくは一部を一時中止する必要があると認められる場合は、中止期間を検討し、所属長へ報告する。	契約書 第20条、第35条、第40条 農委I 124条 農委II 25条 農委III 27条 農委IV 124条 林委 1126条
3)一般的な委託業務目的物等の損害の調査及び報告	委託業務目的物の引渡し前に、成果物に損害が生じた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告する。	契約書 第27条 農委I 125,126条 農委II 26,27条 農委III 28,29条 農委IV 125,126条 林委 1127,1128条
4)不可抗力により生じた損害の調査及び報告	①天災等の不可抗力により生じた損害について、受託者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告する。	契約書 第29条
	②損害額の負担請求内容を確認し、所属長へ報告する。	
5)第三者に及ぼした損害の調査及び報告	業務を行うにつき第三者に損害を及ぼした場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告する。	契約書 第28条 農委I 125,126条 農委II 26,27条 農委III 28,29条 農委IV 125,126条 林委 1127,1128条
6)引渡し前における成果物の使用	成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用する。使用部分は善良な注意をもって管理するものとする。	契約書 第33条 農委I 127条 農委II 28条 農委III 30条 農委IV 127条 林委 1129条
7)技術者等に対する措置請求措置請求に関する報告	管理技術者等が業務の実施につき著しく不相当と認められる場合は、所属長へ報告する。	契約書 第14条
8)契約解除に関する報告	①契約書第38条第1項、第38条の2第1項、第38条の3第1項及び第39条に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、所属長へ報告する。	契約書 第38～39条
	②契約が解除された場合は、出来形調書を作成し、所属長へ報告する。	契約書 第42条
2. 確認等	以下の事前調査業務を必要に応じて行う。	
(1) 事前準備の確認(業務計画書受領時)	①目的と内容が理解されているか。	農委I 109条 農委II 10条 農委III 10条 農委IV 111条 林委 1114条
	②実施方針が具体的に表現されているか。	
	③他の関連業務が理解されているか。	
	④必要な資料や情報の整備方針は適切か。	
	⑤業務工程が具体的で、漏れがなく、期間は適切か。	
	⑥打ち合わせ計画は妥当か。	

(2) 基本条件の確認(作業着手前)	①必要な資料や情報の確保はできたか。	
	②現地の地形や状況の把握はできたか。	
	③支障物件の把握はできたか。	
	④作業の前提となる条件の設定は適切か。	
	⑤検討項目及び検討手法の設定は適切か。	
	⑥使用する技術基準やマニュアル等の設定は適切か。	
(3) 細部条件の確認(作業中)	①打ち合わせ時期が妥当か。	
	②打ち合わせ内容が諸条件と合致しているか。	
	③常にコスト意識が反映されているか。	
	④常に環境に対する配慮がなされているか。	
	⑤常に次段階の調査・設計・工事等への配慮がなされているか。	
	⑥関係機関及び地元協議への協力体制は適切か。	
	⑦用地物件補償計画との整合は取れているか。	
	⑧工程は順調か。	
(4) 成果の確認(作業終了時)	①作業結果に対する照査体制は妥当か。又照査結果は適正か。	農委Ⅰ 116条 農委Ⅱ 18条 農委Ⅲ 20条 農委Ⅳ 117条 林委 1119条
	②設計計算書と図面等、関係書類間の整合は取れているか。	
	③数量調書等の取りまとめ手法は実用的で妥当か。	
(5) 成果品の目的達成の確認(検査前)	①内容が、次段階の調査・設計・工事等に必要成果品になっているか。	農委Ⅰ 116条 農委Ⅱ 18条 農委Ⅲ 20条 農委Ⅳ 117条 林委 1119条
	②内容が、当該業務の目的を達成しているか。	
(6) 成果品の数量の確認(検査前)	①設計図書や公共測量作業規定等で示されている成果品(図面、報告書等)が作成されているか。	農委Ⅰ 116条 農委Ⅱ 18条 農委Ⅲ 20条 農委Ⅳ 117条 林委 1119条
	②現地に成果品となる測量標や観測機器等が設置されているか。	
(7) 成果品の品質の確認(検査前)	①内容は前段の測量・調査・設計結果等を反映しているか。	農委Ⅰ 116条 農委Ⅱ 18条 農委Ⅲ 20条 農委Ⅳ 117条 林委 1119条
	②内容は現場の特性に合わせて、経済性、安全性、施工性、環境保全、維持管理が考慮されているか。	
	③作業(設計等)方法、取りまとめ(数量計算等)方法、結果の値(構造物の安全率等)は適切か。	
	④報告書、図面等に誤記、脱落、図式の誤りはないか。	
	⑤作業に使用した技術資料は明確になっているか。	
	⑥内容が、次段階の調査・設計・工事等に使用しやすい報告書、図面となっているか。	
	⑦成果品の照査は不足無く、確実に実施されているか。	
3. その他 (1)AGRIS 登録データの確認	受注・変更時に受託者が作成した AGRIS, TECRIS 登録データを確認し、所定の処理を行う。	農委Ⅰ 111条 農委Ⅱ 12条 農委Ⅲ 12条 農委Ⅳ 112条 林委 1112条3項

(2)臨機の措置	災害防止、その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受託者に対し臨機の措置を求める。	契約書 第26条 農委Ⅰ 133条 農委Ⅱ 34条 農委Ⅲ 36条 農委Ⅳ 133条 林委 1135条
(3)委託業務成績の評定	農林水産関係工事等成績評定要領に基づき委託業務成績の評定を行う。	農林水産関係工事等成績評定要領
(4)検査日の通知	委託業務検査に先立って、所属長の指定する検査日が受託者に通知されたことを確認する。	農委Ⅰ 118条2項 農委Ⅱ 20条2項 農委Ⅲ 22条2項 農委Ⅳ 119条2項 林委 1121条2項
(5)完了検査等の立会及び関係書類および成果物等の整備	専任監督員は、完了検査等に立会うとともに、検査に必要な関係書類および成果物等を整備する。 ・ 契約関係書類、設計図書 ・ 業務計画書・業務記録 ・ 委託業務打合簿 ・ 成果物（報告書、図面等） ・ その他検査上必要な書類	農委Ⅰ 116,118条 農委Ⅱ 18,20条 農委Ⅲ 20,22条 農委Ⅳ 117,119条 林委 1121条

備考

契約書：愛知県公共土木設計業務等委託契約約款

農委Ⅰ：調査・測量・設計業務共通仕様書（農地関係）Ⅰ地質・土質調査業務共通仕様書

農委Ⅱ：調査・測量・設計業務共通仕様書（農地関係）Ⅱ測量業務共通仕様書

農委Ⅲ：調査・測量・設計業務共通仕様書（農地関係）Ⅲ建物等事前及び事後調査業務共通仕様書

農委Ⅳ：調査・測量・設計業務共通仕様書（農地関係）Ⅳ設計業務共通仕様書

林委：林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書

「施工プロセス」のチェックリスト(1/5) 管理番号:

1. 工 事 名 :
2. 工 期 :
3. 事 務 所 名 :
4. 請 負 者 :

- ① 「施工プロセス」のチェックリストは、工事標準仕様書(農地関係,林務関係)(以下それぞれ「農仕」「林仕/森林仕」という。)、愛知県公共工事請負契約約款(以下「約款」という。)等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等(基本的に専任監督員)が確認する。
- ② 摘要欄に記載した該当項目に基づきチェックする。該当しない場合は、該当外の欄にチェックする。
- ③ チェック時期欄では、書類もしくは現場等で確認した月日を記録する。それに伴う指示事項又は是正状況等があれば、チェックリスト(5/5)に詳細を記載する。
- ④ 「施工プロセス」のチェックリスト(1/5)～(4/5)以外の監督の記録は、チェックリスト(5/5)に記載する。

項 目 査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	該 当 外	チェック時期			摘 要	成績評 定項目	
					着手時	施工中	完了時			
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○現場代理人等通知書	・契約締結後5日以内に提出された。 (契約後、変更時)		/	/	/	/	約款 第11条第1項 農仕 第1編1-1-9 林仕 第147条 森林仕 第145条	
		○請負代金内訳書	・契約締結後14日以内に提出された。 (契約後)		/				約款 第3条 農仕 第1編1-1-4 林仕,森林士 第104条	
		○コリンズ登録(請負金額500万円以上の建設工事)	・監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に、登録機関に登録申請された。 (受注時、変更時、完了時)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	/	農仕 第1編1-1-6 林仕 第107条	専※ 1. I -5
		○建設業退職金共済職金共済制度等 (加入の必要がある場合)	・掛金収納書の写しが契約締結後1ヶ月以内に提出された。もしくは、提出できない理由が書面で提出された。 (建退共/林退共共通) (契約後)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	/	農仕 第1編1-1-50第4項 林仕 第145条第5項 森林仕 第143条第4項	専 1. I -6
			・加入証明書、掛金納付状況票/退職金試算票の写しが提出された。 (中退共等) (契約後)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	/	森林仕 第143条第3項	専 1. I -6
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。 (施工時1回程度)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	/	農仕 第1編1-1-50第4項 林仕 第145条第5項	
			・建設業退職金共済証紙の配布が貼り付け状況報告書(掛金充当実績総括表)等により適切に管理されている。 (建退共) (施工時適宜、完了時)	<input type="checkbox"/>	/	/	/		農仕 第1編1-1-50第4項 林仕 第145条第5項	専 1. I -6
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。 (施工時1回程度)		/	/	/		災施 第49条 林仕 第145条第3項	
		○施工体制台帳 (下請負がある工事)	・施工体制台帳を備え付け、かつ、同一のものが提出された。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	/	/	/		建業 第24条の7 入契 第15条第2項 農仕 第1編1-1-13第1項 林仕 第112条第1項 森林仕 第111条第1項	専 1. I -2
			・施工体制台帳に必要な事項が記載されている。また、必要な書類が添付されている。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	/	/	/		建施 第14条の2第1,2項 森林仕 第111条第1項	
○施工体系図 (下請負がある工事)	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	/	/	/		入契 第15条第1項 農仕 第1編1-1-13第2項 林仕 第112条第2項	専 1. I -2 検※ 2. I -5		
	・施工体系図に記載のない建設業者が作業していない。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/			検 2. I -6		

「施工プロセス」のチェックリスト(2/5)

項 目 査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	該 当 外	チェック時期			摘 要	成績評 定項目
					着手時	施工中	完了時		
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○一括下請負の禁止(下請負がある工事)	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	約款 第8条 農仕 第1編1-1-12第1項 林仕 第111条第1項	
		○建設業許可標識(建設工事)	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任(監理)技術者を正しく記載している (施工時1回程度)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	建業 第40条	
	II 配 置 技 術 者 / 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 者 等	○現場代理人及び現場責任者	・現場代理人は現場に常駐し、工事全体を把握している。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	約款第11条第2項	専 1. II-2
			・現場代理人及び現場責任者は、監督員との連絡調整及び対応を行っている。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	約款第1条第5項	専 1. II-3
		○専門技術者(配置が必要な場合)	・施工に必要な専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	建業 第26条の2第1項	専 1. II-1
		○作業主任者(配置が必要な場合)	・施工に必要な作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	労安 第14条	専 1. II-1
		○監理技術者等(主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐)の専任性	・監理技術者資格者証を確認した。(監理技術者が配置された場合) (着手前、変更後)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	農仕 第1編1-1-9 林仕 第147条	
			・当該工事現場に専任であった(監理技術者等に専任が求められる場合) (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	農仕 第1編1-1-9 林仕 第147条	
		・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工時適宜、打合せ時)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	農仕 第1編1-1-29第1項 林仕 第127条	専 1. II-9	
		・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/			
	○下請負者の把握	・下請負者が愛知県の工事指名競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	農仕 第1編1-1-12第1項 林仕 第111条第1項		
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○設計図書の照査等	・設計図書の照査が行われ、結果報告(連絡)を受けた。 (着手前、施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	農仕 第1編1-1-3第2項 林仕 第103条第2項	専 1. II-4 2. I-13 検 2. I-1
			・現場との相違事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(現場との相違事実がある場合) (着手前、施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	約款 第19条第1項 農仕 第1編1-1-3第2項 林仕 第103条第2項	専 1. II-4
			・架空線、地下埋設物等の調査が行われ、結果報告(連絡)を受けた。 (着手前、変更時)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	農仕 第1編1-1-35第21,22,25 条 林仕 第130条第23,24,30項 森林仕 第128条第23,24,29項	専 2. III-8
	○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出され、項目の漏れがない。 (着手前、変更時)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	農仕 第1編1-1-5 林仕 第106条	専 1. I-1 検 2. I-2,-4	
		・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	農仕 第1編1-1-5第2項 林仕 第106条第2項	専 1. I-4 検 2. I-3	

「施工プロセス」のチェックリスト(3/5)

項 目 査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	該 当 外	チェック時期			摘 要	成績評 定項目
					着手時	施工中	完了時		
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○施工計画書	・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)		/	/	/	農仕 第1編1-1-5第2,1項 林仕 第106条第2項 森林仕 第106条第2項	専 2. I-1
			・管理基準の定めがない工種について、予め承認を得ている。 (着手前、変更時)	□	/	/	/	農仕 第1編1-1-5第1項 森林仕 第106条第2項 林仕 第106条第2項	専 3. I-7
			・創意工夫、地域貢献で実施する項目について事前に承認を得ている。 (着手前、変更時)	□	/	/	/	農仕 第1編1-1-5第4項 林仕 第106条第5項 森林仕 第106条第5項	
			・各種(試行)要領等の実施に当たり、具体的な計画が記載されている。 (着手前、変更時)	□	/	/	/	農仕 第1編1-1-5第3項 林仕 第106条第2項 森林仕 第106条第2項 各種要領等による	
	○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理されている。 (施工時適宜)		/	/	/		専 2. I-8 検 2. I-11	
		・品質確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)	□	/	/	/		検 2. I-9	
		・日常の出来形、品質管理が書面で確認できる。 (施工時適宜)		/	/	/		専 2. I-4,5	
	○イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。 (施工時適宜)	□	/	/	/	林仕 第130条第9項 森林仕 第128条第9項		
	○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・監督員の立会にあたっては、あらかじめ立会手続き(調整)を行っている。 (施工時適宜)	□	/	/	/	農仕 第1編1-1-24 林仕 第121条	検 2. I-13	
		・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)	□	/	/	/	農仕 第1編1-1-24第6項 林仕 第121条第5項	検 2. I-12	
	○工事の着手	・特記仕様書に定めのある場合はその期日までに工事に着手した。 (着手時)	□	/			農仕 第1編1-1-11 林仕 第110条	専 2. II-2	
		・起工測量が実施され、その結果報告(連絡)を受けた。 (着手時、変更時)	□	/	/	/	農仕 第1編1-1-45 林仕 第141条		
	○支給品	・支給品の受払い状況を帳簿等により、その残高を明らかにしている。 (施工時適宜)	□	/	/	/	農仕 第1編1-1-19第1項 林仕 第118条第2項		
	○建設副産物及び建設廃棄物	・産業廃棄物管理票、マニフェスト管理台帳により適正に処理されている。 (施工時適宜、完了時)	□	/	/	/	農仕 第1編1-1-21第2項 林仕 第120条第2項	専 2. I-11 検 2. I-16	
		・建設廃棄物処理にかかる許可証及び委託契約書の写し、運搬ルート図が提出された。 (着手時、変更時)	□	/	/	/	副産 第15条 農仕 第1編1-1-21第4項 林仕 第120条第5項	専 2. I-11 検 2. I-16	
		・再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書等が適時提出・掲示された。 (着手時、変更時、完了時、施工時適宜)	□	/	/	/	副産 第15,16条 農仕 第1編1-1-21第4,5項 林仕 第120条第5,6項	専 2. I-11 検 2. I-16	
○指定建設機械の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用していることが確認できた。 (施工時適宜)	□	/	/	/	農仕 第1編1-1-39第5,6項 林仕 第134条第6,7項	専 2- I-12		
II 工 程 管 理	○工程管理	・履行状況を適切に管理し、月末及び完了時に報告している。 (施工時適宜)		/	/	/	約款 第12条 農仕 第1編1-1-31 林仕 第128条 森林仕 第126条	専 2. II-10	
		・工程に影響を与える要因を把握し、工程管理を行っていることが確認できる。 (施工時適宜)		/	/	/	農仕 第1編1-1-31 林仕 第128条	専 2. II-2	
		・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果について報告(連絡)を受けた。 (施工時適宜)	□	/	/	/	林仕 第139条 森林仕 第137条	専 2. II-4	
		・施工計画で示した休暇の確保を行っており、計画工程以外の時間外作業がない。 (施工時適宜)		/	/	/	林仕 第140条 森林仕 第138条	専 2. II-8,9	

「施工プロセス」のチェックリスト(4/5)

項 目 査	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	該 当 外	チェック時期			摘 要	成績評 定項目	
					着手時	施工中	完了時			
2 施 工 状 況	III 安 全 対 策	○安全活動	・災害防止協議会を設置し、記録がある。 (施工時適宜、完了時)	<input type="checkbox"/>		/	/	/	労安 第30条第1項 林仕 第130条第11項 森林仕 第128条第11項	専 2.III-1
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜、完了時)			/	/	/	農仕 第1編1-1-35第10,12項 林仕 第130条第10,12項	専 2.III-2
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜、完了時)			/	/	/	農仕 第1編1-1-35第8項 林仕 第130条第8項	専 2.III-2
			・工事現場の特性を反映した新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜、完了時)	<input type="checkbox"/>		/	/	/	労規 第35条	専 2.III-3
			・下請業者からの安全書類(作業員名簿、免許・資格証の写、持込機械等使用届、危険物・有害物持込使用届、火気使用願、安全衛生管理計画書等)を常備している。 (施工体制台帳提出時、施工時適宜)		/	/	/	/	建業、労安他 森林仕 第106条第2項	
			・過積載防止に取り組み、記録がある。 (施工時適宜、完了時)	<input type="checkbox"/>		/	/	/	農仕 第1編1-1-41第17項 林仕 第136条第18項 森林仕 第134条第15項	専 2.III-5
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され記録がある。 (施工時適宜、完了時)	<input type="checkbox"/>		/	/	/	労規 第167条,170条他 森林仕 第1601条第5項	
			・山留め、仮締切等の設置後点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜、完了時)	<input type="checkbox"/>		/	/	/	労規 第373条	専 2.III-6
			・足場や支保工の組み立て完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜、完了時)	<input type="checkbox"/>		/	/	/	労規 第244条,567条他 林仕 第130条第8項	専 2.III-6
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確である。 (施工時適宜、完了時)	<input type="checkbox"/>		/	/	/	農仕 第1編1-1-41第3項 林仕 第136条第4項 森林仕 第134条第4項	専 2.III-7
			・交通誘導員の有資格者[又は実務経験3年以上のもの]の合格証明書[又は履歴書]を確認した。 (施工時適宜[又は着手前])	<input type="checkbox"/>	/	/	/	/	農仕 第1編1-1-41第13項第2号 林仕 第136条第14項第2号 森林仕 第134条第11項第2号	
			○安全パトロール指摘事項の処理	<input type="checkbox"/>	/	/	/	/		
○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整した。 (着手前又は施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	/	農仕 第1編1-1-43第3項 林仕 第139条第3項	専 2.IV-1		
	・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行った。 (着手前又は施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	/	農仕 第1編1-1-43第5項 林仕 第139条第7項	専 2.IV-2,3		
	・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行った。 (着手前又は施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	/	/	/	/	約款第2条 農仕 第1編1-1-35第15項 林仕 第130条第15項	専 2.IV-4		

備考

建業:建設業法

建施:建設業法施行規則

労安:労働安全衛生法

労規:労働安全衛生規則

入契:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

約款:愛知県公共工事請負契約約款

災施:労働者災害補償保険施行規則

副産:愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

※成績評定項目

専:専任監督員の評定項目

検:検査員の評定項目

様 式

様式1号

第 年 月 日
年号

様

愛 知 県 知 事 ⑩
(所長 ⑩)

監督員について（通知）

監督員を下記のとおり定めました。

記

- 1 工事名（委託業務名）
- 2 工事場所（委託場所）
- 3 契約締結年月日
- 4 監督員職氏名
総括監督員
主任監督員
専任監督員
- 5 その他必要事項

様式2号

第
年号 年 月 号
日

様

愛 知 県 知 事 ⑩
(所長 ⑩)

監督員の変更について（通知）

監督員を変更し下記のとおり定めました。

記

- 1 工事名（委託業務名）
- 2 工事場所（委託場所）
- 3 契約締結年月日
- 4 監督員職氏名
 - 総括監督員
 - 主任監督員
 - 専任監督員

注：□内に、レを記入している監督員を変更した。

- 5 その他必要事項